

いちき串木野市中小企業・小規模企業振興基本条例

いちき串木野市は、自然、歴史文化、地理的特性に恵まれ、「つけあげ」、「ちりめん」などの水産加工品や遠洋まぐろ漁業の「まぐろ」、温暖な気候を活かした「ぽんかん」、「サワーポメロ」、さらには清らかな地下水を活用した「焼酎」など、多様な産品を生み出し、これらの事業者は、歴史と伝統を受け継ぎつつ、時代の変化に対応した特色ある事業活動を展開することで、地域経済を支えてきた。

また、いちき串木野市は、中小企業が多く占めるまちであり、中小企業は、雇用を受け入れ、支えるばかりではなく、市内に財を循環させ、市外から貨幣を獲得する原動力として、さらには、地元の人財育成や様々な団体と連携し地元を育てるまちづくりの担い手として、地域経済活性化の中核的な役割を担っている。

一方、市民は、消費者として直接又は間接的に中小企業の顧客となり経済循環の一翼を担っている。

このような中で、経済の状況に等しく影響を受ける企業と市民と行政が、郷土の誇りと愛着の想いを持ち、地域全体で中小企業の重要性を共有し、連携して取組を進めることで、地域経済の活性化、ひいては、いちき串木野市を未来に誇りをもって引き継ぐことができる。

よって、ここに中小企業の振興を図り、地域経済の活性化と市民生活の向上を目指す基本的な理念と方向性を示すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市経済の重要な担い手である中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の成長及び発展を促進し、もって市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第1項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 関係団体 商工会議所、商工会及び中小企業等の振興を目的とする団体並びにその連合会であって、市内に住所を有するものをいう。
- (3) 大企業者 中小企業等以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 市内に本店又は支店を有する金融機関及び日本政策金融公庫をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校であって、市内に所在するものをいう。
- (6) 市民等 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業等の創意工夫及び自主的な努力を促進すること。
- (2) 市及び前条各号に掲げるものが、相互に連携し地域全体で協力して取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、国、鹿児島県及び第2条各号に掲げるものと協力して、総合的な施策を実施するよう努めるものとする。

2 市は、工事の発注及び物品調達等を行う際、透明かつ公正な競争や契約の適切な履行を確保しつつ、中小企業等の受注機会の増

大に努めるものとする。

(中小企業等の努力)

第5条 中小企業等は、雇用機会の確保、人材育成及び福利厚生
の充実その他雇用環境の整備に努めるものとする。

2 中小企業等は、社会経済情勢の変化に応じて、経営革新及び
経営基盤の強化に積極的に取り組むものとし、その際には関係団体
及び金融機関との連携を図るよう努めるものとする。

3 中小企業等は、地域コミュニティの活性化及び地域活動への積
極的な参加を通じて、地域社会との共生を図るよう努めるもの
とする。

(関係団体の役割)

第6条 関係団体は、中小企業等の経営革新及び基盤強化を積極的
に支援するとともに、市が実施する中小企業等の振興施策に協力
するよう努めるものとする。

(大企業者の協力)

第7条 大企業者は、地域社会の一員としての責任を自覚し、中小
企業等と連携して、その振興及び地域経済活性化に貢献するよう
努めるものとする。

(金融機関の協力)

第8条 金融機関は、中小企業等への円滑な資金供給に努めるとと
もに、市の中小企業等の振興施策に協力するよう努めるものとし
る。

(学校の協力)

第9条 学校は、地域社会の活性化及び地域活動の重要性に対する
意識を高めるための教育活動を通じて、地域活動を支える人材の
育成に努めるものとする。

(市民等の理解と協力)

第10条 市民等は、中小企業等の振興が地域経済の発展及び生活向
上に果たす役割の重要性を理解し、地域経済の発展に協力するよ
う努めるものとし、地域コミュニティの活性化及び地域行事への

参加を通じて、中小企業等が運営する事業及び活動を支援し、地域全体の発展に寄与するよう努めるものとする。

(市内消費の促進)

第11条 市及び第2条各号に掲げるものは、市内で生産、製造又は加工された製品の購入及び市内で提供される商業サービスの利用割合を高めるよう努めるとともに、その関係者に対しても、積極的に中小企業等の振興に関する取組に協力するよう呼びかけるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業等の振興に係る施策を総合的に推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業振興推進会議)

第13条 市長は、中小企業等の振興に有効な施策の策定及び実施に向けて検討を行ういちき串木野市中小企業・小規模企業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 市長は、推進会議の開催に際し、中小企業等の振興に関する幅広い分野の意見を聴くため、関係団体等から委員を選定する。
- 3 前2項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

(その他)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。